

枚方市規則第 10 号

枚方市療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

枚方市療育の給付に関する規則（平成26年枚方市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第6条第1項第2号中「所得税及び」を削り、同条第2項中「額は、」の次に「別表に掲げる」を加え、「（入院による給を受けた期間がない場合にあつては、当該額の2分の1に相当する額）」を削り、同条第3項中「D<sub>19</sub>階層」を「D<sub>20</sub>階層」に、「前3項」を「前2項」に改める。

別表中

「

C <sub>1</sub>	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみがあるもの	4,500	450
C <sub>2</sub>		所得割の額があるもの	5,800	580
D <sub>1</sub>	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	2,400円以下	6,900	690
D <sub>2</sub>		2,401円から4,800円まで	7,600	760
D <sub>3</sub>		4,801円から8,400円まで	8,500	850
D <sub>4</sub>		8,401円から12,000円まで	9,400	940
D <sub>5</sub>		12,001円から16,200円まで	11,000	1,100
D <sub>6</sub>		16,201円から21,000円まで	12,500	1,250
D <sub>7</sub>		21,001円から46,200円まで	16,200	1,620
D <sub>8</sub>		46,201円から60,000円まで	18,700	1,870
D <sub>9</sub>		60,001円から78,000円まで	23,100	2,310
D <sub>10</sub>		78,001円から100,500円まで	27,500	2,750
D <sub>11</sub>		100,501円から190,000円まで	35,700	3,570
D <sub>12</sub>		190,001円から299,500円まで	44,000	4,400
D <sub>13</sub>		299,501円から831,900円まで	52,300	5,230
D <sub>14</sub>		831,901円から1,467,000円まで	80,700	8,070
D <sub>15</sub>		1,467,001円から1,632,000円まで	85,000	8,500
D <sub>16</sub>		1,632,001円から2,302,900円まで	102,900	10,290
D <sub>17</sub>		2,302,901円から3,117,000円まで	122,500	12,250
D <sub>18</sub>		3,117,001円から4,173,000円まで	143,800	14,380

D <sub>19</sub>	4,173,001円以上	市が支弁した費用の額	市が支弁した費用の額に0.1を乗じて得た額（その額が17,120円に満たない場合にあつては、17,120円）
-----------------	--------------	------------	--

を  
「

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税されている世帯	4,500	450
D <sub>1</sub>	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	3,000円以下	580
D <sub>2</sub>		3,001円から5,800円まで	690
D <sub>3</sub>		5,801円から8,700円まで	760
D <sub>4</sub>		8,701円から13,000円まで	850
D <sub>5</sub>		13,001円から17,400円まで	940
D <sub>6</sub>		17,401円から22,400円まで	1,100
D <sub>7</sub>		22,401円から28,200円まで	1,250
D <sub>8</sub>		28,201円から58,400円まで	1,620
D <sub>9</sub>		58,401円から75,000円まで	1,870
D <sub>10</sub>		75,001円から96,600円まで	2,310
D <sub>11</sub>		96,601円から121,800円まで	2,750
D <sub>12</sub>		121,801円から175,500円まで	3,570
D <sub>13</sub>		175,501円から221,100円まで	4,400
D <sub>14</sub>		221,101円から380,800円まで	5,230
D <sub>15</sub>		380,801円から549,000円まで	8,070
D <sub>16</sub>		549,001円から579,000円まで	8,500
D <sub>17</sub>		579,001円から700,900円まで	10,290
D <sub>18</sub>		700,901円から849,000円まで	12,250
D <sub>19</sub>		849,001円から1,041,000円まで	14,380
D <sub>20</sub>	1,041,001円以上	市が支弁した費用の額	市が支弁した費用の額に0.1を乗じて得た額（その額が17,120円に満たない場合にあつては、17,120円）

」

に改め、同表備考1を次のように改める。

- 1 この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。

別表備考4を同表備考5とし、同表備考3中「又は前年分の所得税」及び「又は前々年分の所得税」を削り、同備考を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

- 2 この表において「所得割の額」とは、次に定めるところにより計算した地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。

- (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による年齢19歳未満の扶養親族に対する扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう市長が適当と認める方法により調整するものとする。
- (3) 納入義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有するときは、これらの者を同項の指定都市の区域以外に住所を有する者とみなす。

#### 附 則 [令和4年3月18日公布]

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市療育の給付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行った児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第1項に規定する療育の給付に要する費用を徴収する場合について適用し、同日前に行った同項に規定する療育の給付に要する費用を徴収する場合については、なお従前の例による。